

---

## 序章 緑の基本計画の概要

- 1.計画の位置づけ
- 2.計画策定の経過
- 3.緑を取り巻く社会状況の変化
- 4.改定の趣旨
- 5.計画期間・計画フレーム

## 1. 計画の位置づけ

### (1) 緑の基本計画とは

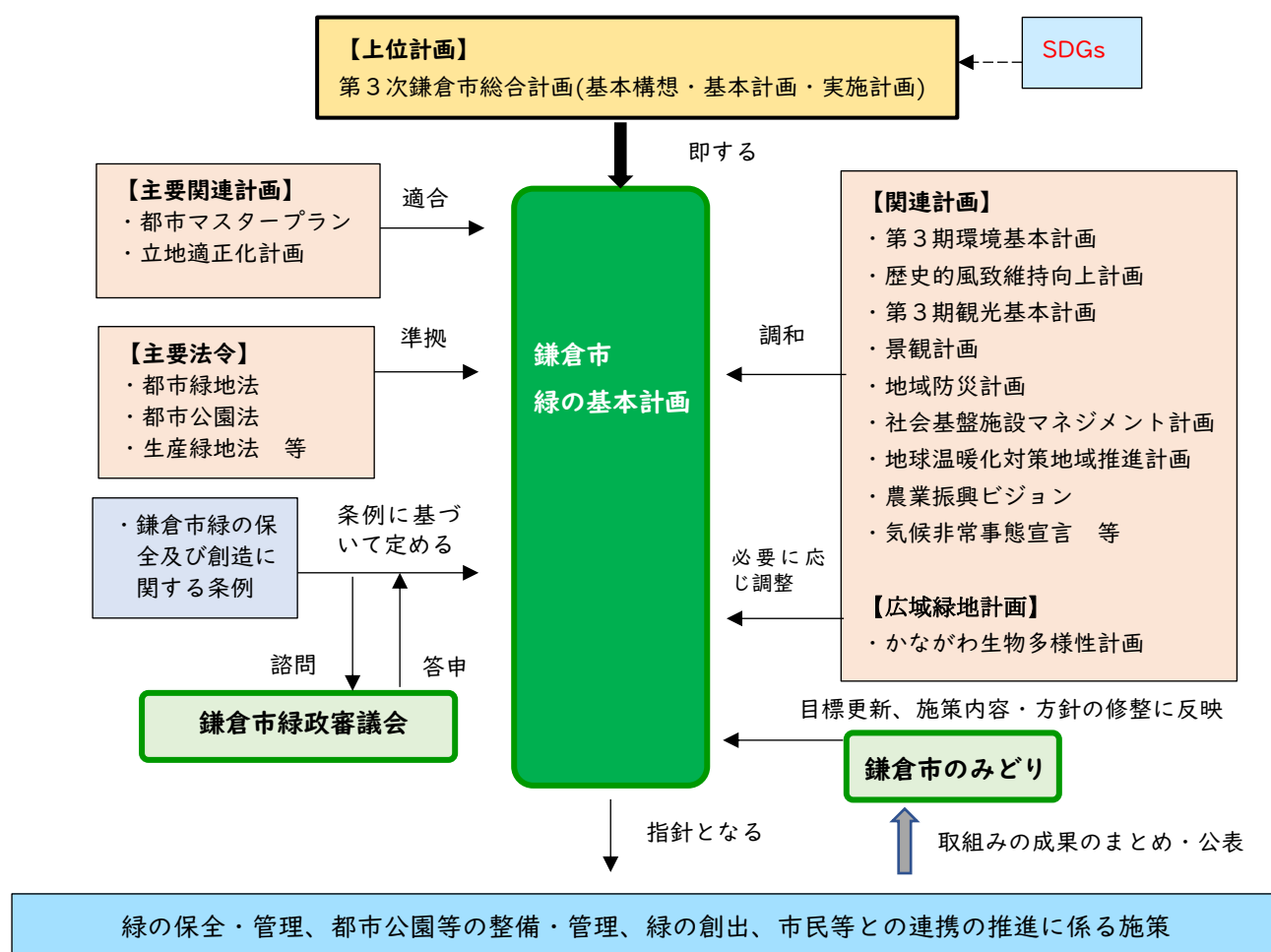
「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき、市町村が中長期的観点に立って緑地の適正な保全や緑化の推進等を総合的・計画的に推進するために策定する計画で、次のような特色があります。

- 樹林地、農地、公園、河川、街路樹、住宅や工場の植栽地などの様々な緑とオープンスペースが計画対象となります。
- 法律に基づく措置から官民の連携・協働による事業、市民の緑化活動までの幅広い内容が含まれます。
- 市民と行政が一体となって計画の実現に取り組んでいけるよう、計画内容の公表や住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが義務づけられています。
- 緑の基本計画の策定により、直接的な土地利用制限等の規制が及ぶものではありません。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、鎌倉市総合計画・第4期基本計画に掲げる将来都市像を実現するための緑のまちづくりの共通目標・指針となるもので、上位計画や関連計画との関係は次のように示されます。

本市では、緑の基本計画に基づく毎年の取組の状況を「鎌倉市緑政審議会」に報告した上で、冊子「鎌倉市のみどり（緑の基本計画推進の取組み）」で公表し、進行管理に活用しています。



## 2. 計画策定の経過

鎌倉市緑の基本計画は、平成8年(1996年)の策定以降、3度の改定(一度の部分改定を含む)を行ってきました。

### 【計画策定の経過】

#### ■当初策定

- 「平成6年(1994年)6月」に都市緑地保全法の改正に基づき緑の基本計画制度が創設されたのを受け、本市は全国に先駆けて平成8年(1996年)4月に「鎌倉市緑の基本計画」を策定しました。



### 【本市の緑に係わる動向】

- 平成元年(1989年)  
市議会が三大緑地に対する基本方針を表明
- 平成6年(1994年)  
都市緑地保全法の改正
- 平成7年(1995年)  
鎌倉市緑地保全条例の制定に向けた22万人署名による議会陳情
- 平成8年(1996年)  
第3次鎌倉市総合計画を策定

#### ■施策展開により変更があった部分を一部見直し

- 平成13年(2001年)6月に、施策の進展等に伴う変更部分を見直した一部改定(鎌倉市緑の基本計画—緑の施策の展開と実績)を策定し、計画策定後の施策展開とそれに伴う計画内容の変更、及び次の5年間に向けての課題を整理しました。



- 平成9年(1997年)  
鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例を制定
- 平成10年(1998年)  
鎌倉市緑政審議会を設置  
鎌倉市都市マスタープランを策定
- 平成12年(2000年)  
歴史的風土保存区域の指定拡大

#### ■計画実現に向けた施策展開に重点を置いた見直し

- 平成18年(2006年)7月に、当初計画策定後の10年間の施策展開の状況や、景観緑三法の制定などの状況を勘案し、当初計画の基本的方針を継承する中で計画内容を見し、計画実現に向けた施策展開に重点を置いた全面改定を行いました。



- 平成15年(2003年)  
歴史的風土特別保存地区の指定拡大
- 平成16年(2004年)  
都市緑地法・都市公園法の改正、景観法を制定
- 平成17年(2005年)  
特別緑地保全地区の都市計画決定  
鎌倉市景観計画を策定
- 平成18年(2006年)  
近郊緑地保全区域指定拡大

■施策展開と事業展開を向上させる新たな施策体系を示す

○平成 23 年(2011 年)9 月に、それまで推進してきた緑地の保全、都市公園の整備、緑の創造の成果を踏まえて、生物多様性保全や低炭素都市づくり等の社会動向を勘案し、緑政上の諸課題の解決と計画の充実を求める市民の期待に応えるため、緑の基本計画を全面改定しました。



- 平成 20 年(2008 年)  
「鎌倉市のみどり」を公表
- 平成 20 年(2008 年)  
特別緑地保全地区の都市計画決定  
生物多様性基本法の制定、歴史まちづくり法の制定
- 平成 21 年(2009 年)  
特別緑地保全地区の都市計画決定

○平成 26 年(2014 年)には、緑の基本計画見直しの必要性について検討し、緑の将来都市像し実現のための施策に反映すべき事項が無いこと、計画期間内にめざすべき法指定の目標に大きな変更が無いことなどの理由により、計画を見直さないこととしました。

表 緑に関する動向（平成 23 年以降）

年 月	内 容
平成 23 年(2011 年)8 月	第 2 次一括法の施行に伴い、土地の買入れ事務が市へ移譲
平成 27 年(2015 年)8 月、9 月	グリーンインフラの推進が盛り込まれた、国土形成計画、第 4 次社会資本整備重点計画が閣議決定された。
平成 27 年(2015 年)9 月	国連総会で、SDGs(持続可能な開発目標)が採択された。
平成 29 年(2017 年)6 月	都市緑地法の改正、農地を緑地として政策に組み込む。
	都市緑地法の改正、市民緑地認定制度の創設
	都市公園法の改正、「公募設置管理制度(Park-PFI 制度)」の創設
平成 31 年(2017 年)3 月	生産緑地法の改正、「特定生産緑地制度」の創設
平成 31 年(2017 年)3 月	森林環境税及び森林環境譲与税の創設
令和 2 年(2020 年)2 月	鎌倉市気候非常事態宣言の発表
令和 2 年(2020 年)3 月	新型コロナウイルス危機、ゆとりあるオープンスペースへのニーズの高まりやグリーンインフラとしての緑の重要性が再認識された。

### 3. 緑を取り巻く社会状況の変化

前計画策定後の10年間における、本市の緑を取り巻く社会状況の変化として、次のような点が挙げられます。

#### ■社会経済状況の変化

##### ○自然災害の激甚化

- ・近年は、洪水や土砂災害を引き起こす台風・大雨の発生回数が増加しており、本市においても多くのがけ崩れや倒木等の被害が発生しています。こうした災害発生の要因の一つとして樹林地の管理不足があり、危険木・巨木の増大などへの対応が緊急の課題となっています。

##### ○温室効果ガスの削減の動き

- ・自然災害の防止の観点からも、温室効果ガスの削減は大きな課題となっており、本市は、令和2年(2020年)2月に、温室効果ガス削減の気候非常事態宣言を発表しました。  
これに関連して、都市における唯一の二酸化炭素吸収源であり、ヒートアイランドの緩和にも大きな役割を果たす緑の重要性が見直されています。
- ・平成31年(2019年)3月に、森林の有する温室効果ガス削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保することを目的とする、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

##### ○人口減少と少子高齢化

- ・本市の人口は減少傾向が続いており、2030年に16.1千人、2060年には13.4千人にまで減少すると予測されています。また、高齢化も進行しており、今後更に増加することが予測されています。こうした状況は、土地所有者の高齢化等による放置山林の増加などの形で問題化しています。

##### ○財政状況の変化

- ・厳しい財政状況が続く中で、市は「社会基盤施設マネジメント計画」を策定し、インフラ総量の抑制と適切な管理を進めています。こうした中で、公園緑地についてもより一層の効率的な維持管理等が強く求められており、同時に新たな財源の確保が課題となっています。

##### ○SDGsの視点を導入したまちづくり

- ・平成27年(2015年)の国連総会で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)の考え方は、多くの都市でまちづくりの指標に掲げられるようになってきており、本市においても、鎌倉市総合計画・第4期基本計画にSDGsの視点を盛り込んでいます。

##### ○グリーンインフラの視点に立った取組

- ・グリーンインフラは、自然環境の有する機能を社会の様々な課題解決に活用しようとする考え方で、近年は防災・生態系保全・景観形成などのまちづくりの様々な分野で、グリーンインフラの視点に立った取組が始まっています。

## ■緑に関する状況の変化

### ○自然環境の変化

- ・樹林地については、樹木の生育に伴って巨木化が進行し、伐採や枝払い等の管理作業が困難な場所が増えています。

### ○市の負担の増加

- ・平成23年(2011年)8月の第2次一括法の施行に伴う都市緑地法等の改正で、地区の指定や土地の買入れ事務が市へ移譲されたことから、市の負担が多くなり、財政負担も大きくなっています。

### ○ボランティア活動の限界

- ・市では、土地所有者への支援策や緑地の維持管理に関する担い手の育成を進めていますが、一方で、所有者や参加者の高齢化などにより、ボランティア活動に大きく依存することが難しくなっている面も見られます。

### ○新しい生活様式の確立とオープンスペースに対するニーズの高まり

- ・令和2年(2020年)の新型コロナウイルス感染症<sup>※1</sup>の危機を契機として、職住近接や密の回避<sup>※2</sup>等生活様式が変化しています。このことにより、ゆとりあるオープンスペースへのニーズの高まりや、グリーンインフラとしての緑の重要性が再認識されました。

## ■関連法令の改正等

- 平成29年(2017年)6月の都市緑地法の改正で、農地を緑地として政策に組み込むこととなりました。

- 平成29年(2017年)6月の都市緑地法の改正で、空き地等を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、市区町村長の認定を受けて、一定期間活用する市民緑地認定制度が創設されました。

- 平成29年(2017年)6月の都市公園法の改正で、民間事業者が公園内で公共還元型の収益施設を設置管理することができる「公募設置管理制度(Park-PFI制度)」が創設されました。この制度を活用した公園整備が各都市で進められています。

- 平成29年(2017年)6月の生産緑地法の改正で、生産緑地指定後30年を経過した後も生産緑地制度を活用して農地を保全できる「特定生産緑地制度」が創設されました。  
また、生産緑地の貸借制度も創設され、自作が困難な場合でも貸借によって生産緑地を維持することが可能になりました。

※1 2019年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において確認され、2020年1月30日、世界保健機関(WHO)により「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」を宣言され、3月11日にはパンデミック(世界的な大流行)の状態であると表明された新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、2021年2月12日15時現在、感染者数(死亡者数)は、世界で107,778,070例(2,368,501例)、194カ国・地域(集計方法変更:海外領土を本国分に計上)に広がった。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2487-idsc/idwr-topic/10194-idwrc-2105.html> (国立感染症研究所 感染症疫学センターHPから転記)

※2 集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けることが「密の回避」と呼ばれている。

## ■コラム SDGsとは

SDGsとは、2015年の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現を目指す開発目標」のことで、2030年を達成年度とする17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)で構成されています。



出典：環境省 持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイド「第2版」

- このうち、次の7つが本計画に関わりの深いゴールとして挙げられます。
- 「6」：安全な水とトイレを世界中に
  - 「11」：住み続けられるまちづくりを
  - 「12」：つくる責任つかう責任
  - 「13」：気候変動に具体的な対策を
  - 「14」：海の豊かさを守ろう
  - 「15」：陸の豊かさを守ろう
  - 「17」：パートナーシップで目標を達成しよう

本市は、平成30年(2018年)6月15日に国から「SDGs未来都市及びSDGsモデル事業」に選定されました。この提案では、環境面の取組として「自然・歴史・文化の継承」、「市民の安全な生活基盤づくり」、「環境負荷の低減」、「交流促進」、「市民・NPO・来訪者・企業との共創による環境(景観)活動の推進」等を示しています。

鎌倉市総合計画・第4期基本計画は、このSDGsの視点を盛り込んだ「都市環境を保全・創造するまちへ」を将来目標に掲げており、緑の基本計画もこれに即した計画としています。



## ■コラム グリーンインフラとは

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフトの両面において、(自然環境緑、水、土、生物等)が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組をいいます。

ここでいう「グリーン」は、単に緑や植物を言うのではなく、緑・水・土・生物などの自然環境が持つ多様な機能を積極的に活かして、環境と共生した社会資本整備や土地利用等を進めるという意味を持っています。また、「インフラ」は、従来の道路等のハード施設だけを指すのではなく、公共・民間が行う地域社会の活動を支えるソフトの取組等も含まれます。

平成 27 年度(2015 年度)に閣議決定された国土形成計画、第 4 次社会資本整備重点計画では、「国土の適切な管理」、「安全・安心で持続可能な国土」、「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」等の課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれています。



○ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

図 グリーンインフラの考え方

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei\\_environment\\_fr\\_000143.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000143.html) (国土交通省 HP から転載)

本市が今まで緑の基本計画で進めてきた取組や事業は、ハード・ソフトの両面において、自然が有する多様な機能を活用してきたことから、まさにグリーンインフラの取組そのものです。

本市はこれからもグリーンインフラの取組を進め、魅力あるまちづくりを行っていきます。

#### 4.改定の趣旨

鎌倉市緑の基本計画は、平成8年(1996年)の策定以降、三度の改定(一度の部分改定を含む)を行ってきました。

この間、計画に基づく様々な取組を通じて、緑地の保全・整備・緑化に着実な成果を上げてきており、現在の緑豊かな都市の姿に結びついています。

一方、平成23年(2011年)の緑の基本計画から10年が経過し、この間、少子高齢化、気候変動に伴う災害発生危険度の増大、環境問題の顕在化、財政状況の変化など本市を取り巻く経済社会状況も大きく変化してきています。

こうした状況を踏まえ、これまでの成果をさらに発展させるとともに、関連法令の改正等に適切に対応し、持続可能な都市を構築していくため、この度、新たな緑の目標・方向・施策を盛り込んだ計画の改定を行いました。

#### 5.計画期間・計画フレーム

##### (1)計画期間

○鎌倉市緑の基本計画は、当初計画より計画期間を20年間とし実現に向けた取組みを推進してきました。

これを継承し、本計画の計画期間を令和4年度(2022年度)年度～23年度(2041年度)までの20年間とし、目標年次を「令和23年(2041年)」とします。

○本計画は、一定の計画期間は定めるものの、グリーン・マネジメントの実践によって目標実現に向けた進行管理を行っていきます。

○今後、計画の進捗状況や社会動向などを勘案し、関係する行政計画の考え方や改定に応じて、概ね5年ごとに見直しを検討し、必要に応じて改定等を行います。

上位・関連計画	R4 2022	R7 2025	R10 2028	R12 2030						R23 2041
第3次総合計画・ 第4期基本計画	→									
都市マスタープラン	→									
立地適正化計画	→									
緑の基本計画	→									

## (2) 計画対象区域

本市の全域(約 3,967ha)を計画対象区域とします。

### ■計画フレーム

計画対象区域	計画対象区域内市町村名
鎌倉都市計画区域	鎌倉市の全域(約 3,967ha)

## (3) 計画対象人口

計画対象人口については、令和元年(2019年)3月時点での将来人口推計が示されており、これに基づいて20年後の計画対象人口を約151,000人(2040年の数値を採用)と設定しています。

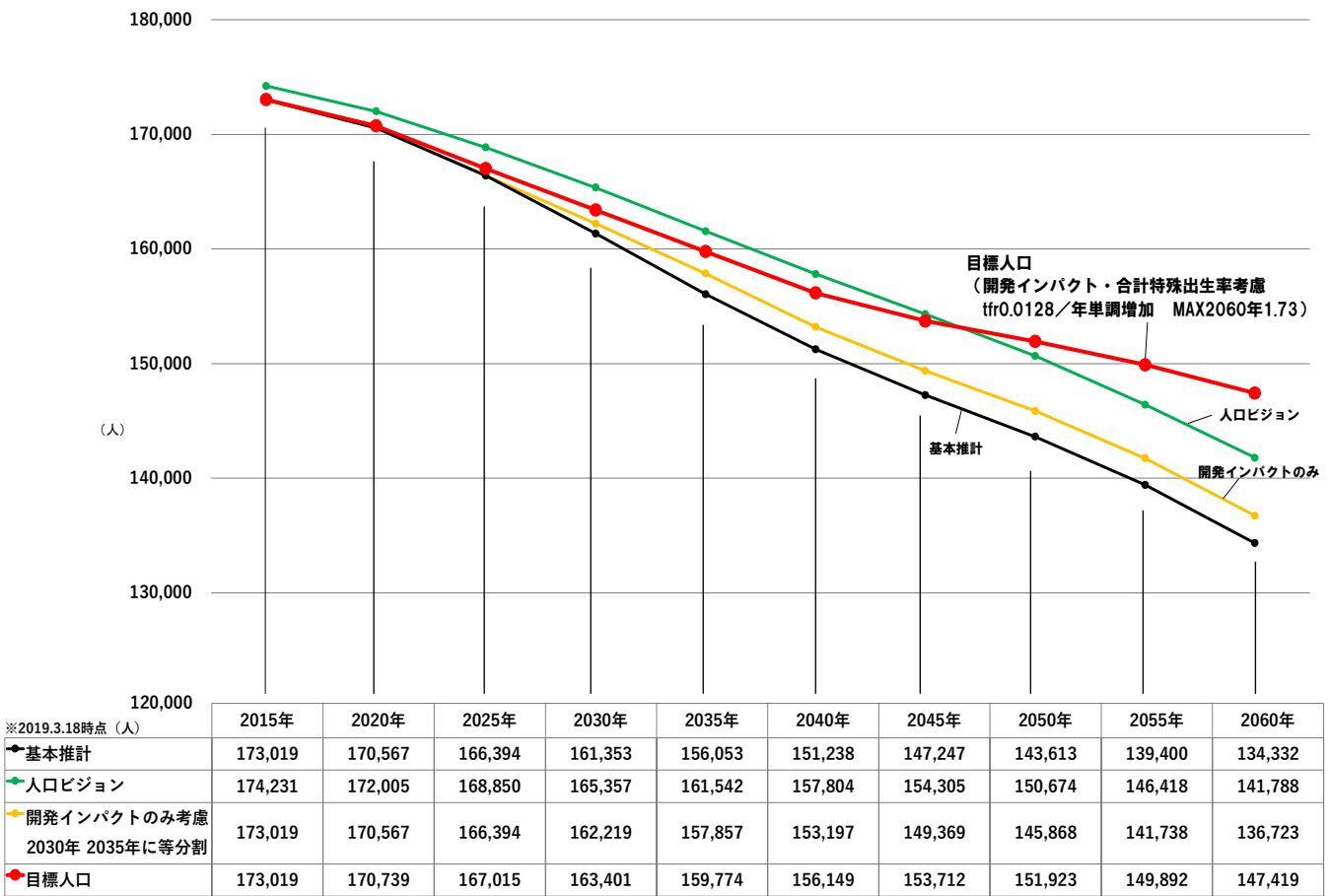


図 本市の将来推計人口

### ■計画フレーム

年次	現況 令和2年(2020年)	中間年次 令和12年(2030年)	目標年次 令和22年(2040年)
人口規模*(人)	170,739	163,401	156,149
市街化区域(ha)	約 2,569	約 2,569	約 2,569
市域面積(ha)	約 3,967	約 3,967	約 3,967

※2019年3月18日時点の人口推計(目標人口)による

(4)計画の構成

